



# 一番星プレス

明けまして、おめでとう御座います。本年も宜しくお願い致します。

## 「厳しい時こそ 見直し・確認のチャンスです」

税理士 吉本 千恵子

平成 20 年の秋ごろからアメリカのサブプライムローン問題に端を発し、リ・マン・ブラザ・ズの破綻、ゼネラル・モーターズの救済措置などの影響を受け、わが国もトヨタをはじめ非正規社員の削減、事業計画の見直しを迫られています。「100年に一度の危機」をどう乗り切っていくか。

「3年後」に予想される消費税増額までに、「健康な会社」にしなければなりません。

この機会に、現在の方針・計画でいいかを今一度見直し・確認しましょう。

1. 経営理念は、社員に知れ渡っていますか
2. 平成 21 年の経営方針を社員に伝えましたか
3. 平成 21 年の目標・計画を社員から聞きましたか
4. 報告・連絡・相談がなされていますか

経営者 上司 部下 のコミュニケーションが取れていますか。  
大事な事の報告・連絡が遅れていませんか。スピードが大切です。

5. 経営資源を有効に活用していますか

「ヒト・モノ・カネ・情報」・・・時代に合わせた活用をして生産性向上を!

- (1) 売掛金と買掛金のバランスはいいですか

仕入先・外注先には、きっちり支払うのに、得意先の集金は、遅れていませんか。  
遅れている場合、担当者任せになっていませんか。トップ同士の話し合いをしていますか。

- (2) 商品在庫は、適正ですか

在庫は、お金です。お金が寝ていませんか。お金の価値が下がっていませんか。

- (3) 原価を把握していますか

建設業の場合・・・現場台帳を作成していますか。見積と実際の差異をチェックしていますか。  
製造業の場合・・・製品の単価計算をしていますか。売価との兼ね合いはOKですか。

- (4) 月次損益推移表を活用していますか

販売費・一般管理費の月平均を知っていますか。(固定費を把握していますか)

- (5) 資金繰り表を作成・使用していますか

決算書と違い形式は自由です。会社にあった資金繰り表を作成し、資金余裕額を確認しましょう。

見直し・確認はもっとあると思います。主なものを列挙させて頂きましたので、参考にして下さい。

平成 21 年は予想がつかない年になりそうですが、全世界のみなさんが一緒です。

経営者と社員が力をあわせ会社一丸となって頑張ってください。私どももお力になれるように精進いたします。



## ご存知ですか? 「少額訴訟制度」

売掛金請求、請負工事代金、家賃請求など日常ビジネスでの取引に活用でき、債権回収の一つの手段として有用な制度です。

少額訴訟制度は平成 8 年に創設された制度で、60万円以下の金銭支払いを求める訴えについて、少ない費用と時間で紛争を解決する訴訟制度です。各地の簡易裁判所において行なわれ、原則としてその日のうちに審理を終え、判決が出されます。

ビジネスの世界では、取引先と裁判となると、その後の影響を考える必要もあります。

まずは、通常再請求、内容証明郵便でこちらの覚悟を伝えたとでの選択となるでしょう。(山本 誠一)

## 相続税対策は万全ですか?

相続税の評価額が基礎控除額(5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人の数)を超えると相続税の申告が必要です。

居住用財産の評価減・配偶者の税額軽減などを用いて税額が出ない場合でも申告は必要となります。

経営者の方の相続の場合、法人の役員借入金も個人財産となり、帳簿価額がそのまま相続税評価額となります。

また、社長様の所有する会社の株も財産となり、中小企業の多くが、類似業種の株価を考慮して株を評価します。

役員借入金を債務免除してもらう事で役員借入金を減らす事ができます。しかし、債務免除益という利益になってしまうため、法人税がかかる事になります。

この場合でも繰越欠損金があれば、法人税を減らせる事もあります。会社の繰越欠損金の有効期限はいつまでか確認しましょう。

類似業種の株価を使う場合には、世の中の株価が下がっているときに贈与のチャンスです。(長沼 隆伸)

## 与党税制大綱 2009年税制改正案 減税一色ですが?

今年の税制改革案の中から皆様に特に関係が深いと思われるものを御紹介します。

### 中小企業対策

- ・ 法人税について年800万円までの所得の税率が22%から18%に軽減されます。
- ・ 「法人税の繰り戻し還付(前期黒字・今期赤字の場合に前年に納付した法人税を還付される制度)」の拡充
- ・ 取引相場のない株式などにかかる相続税・贈与税の納税猶予制度の創設

### 住宅ローン減税

- ・ 長期優良住宅に該当する場合、10年間で最高600万円
- ・ 一般住宅の場合は10年間で最高500万円の控除となります。  
また、所得税で引ききれない分は住民税から控除されます。

### 自動車の購入支援(3年間)

- ・ 環境に優しい車について、重量税・取得税が25%から100%軽減・免除されます。



(橘 高広)

## 新入職員の御紹介

神谷 拓摩

昭和 58 年 11 月 20 日生まれ A 型

10月に入所しまして、早いもので二ヶ月経ちました。覚えることも多く、大変ですが、ひとつひとつ任せていただける方とその仕事自体にも感謝しながら、お役に立てるよう力を尽くしていきたいと思っております。なにとぞよろしくお願い致します。



## 編集後記

明けましておめでとう御座います。昨年暮れにはわが街西宮に阪急ガーデンがオープンしました。暗い話が多いなか明るい話題となりました。今年は皆様と明るい話ができる事を祈りつつ編集後記とさせていただきます。

(山谷 昌弘)